

入学貸付・修学貸付のご案内

共済組合では、入学や在学中に必要な資金の貸付けをおこなっておりますので、ぜひご利用ください。

対象者 組合員及びその被扶養者(被扶養者でない子を含む) **貸付利率** 年利 1.26% (変動利率)

対象の学校 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校、これらに準ずる外国の教育機関

- * 大学院は、入学貸付は対象となりますが、修学貸付は対象とありませんのでご注意ください。
- * 入学及び修学貸付の対象とならない学校等については、普通貸付がご利用できます。

入学貸付

貸付金額: 1万円~200万円(1万円単位) **送金日:** 申込書類を共済組合で受付後、7営業日以内の送金

限度額: 給料月額×6ヶ月に相当する金額で、200万円(対象者一人につき、入学ごと)

【限度額の計算例】

給料月額の6ヶ月に相当する金額	限度額
322,000円×6ヶ月=1,932,000円	193万円
351,000円×6ヶ月=2,106,000円	200万円

* 給料月額は給与明細の給料額です

【入学貸付の償還金額例】

貸付金額	毎月償還の場合	ボーナス併用償還の場合		据置期間の利息
	毎月の償還額	毎月の償還額	ボーナス分償還額	毎月の償還額
120万円	10,648円	7,098円	21,294円	1,260円
150万円	13,311円	8,872円	26,616円	1,575円
200万円	17,747円	11,830円	35,490円	2,100円

修学貸付

貸付金額: 1万円~180万円(1万円単位)

限度額: 通学する教育機関の修業年限(4年制の場合は4年)を限度に、対象者一人につき、一学年ごとに、限度額は180万円

* 年度毎180万円(対象者一人につき)×修業年限の年数*

送金日: 毎月15日と末日(送金日が休日の場合は前営業日に送金) *令和7年2月受付分は、3月14日(金)送金です

1日~15日受付	受付月の末日に送金	16日~月末受付	受付月の翌月15日に送金
----------	-----------	----------	--------------

【2月・3月・4月 お申込みの場合の貸付金額】

12万円	24万円	36万円	48万円
60万円	72万円	84万円	96万円
108万円	120万円	132万円	144万円
156万円	168万円	180万円	

【修学貸付の償還金額例】

貸付金額	毎月償還の場合	ボーナス併用償還の場合		据置期間の利息
	毎月の償還額	毎月の償還額	ボーナス分償還額	毎月の償還額
84万円	9,203円	5,487円	16,461円	882円
120万円	9,740円	5,988円	17,964円	1,260円
180万円	12,976円	8,649円	25,947円	1,890円

- 次の学年の授業料等の費用のお申込みは、毎年2月からお申込みができます
- 2月~4月お申込みの場合は、4月~翌年3月までの1年間にかかる費用を貸付けします
令和7年2月~4月申込 → 令和7年4月~令和8年3月までの1年間にかかる費用を貸付けします
- 5月以降のお申込みは、申込月が経過するごとに貸付金額が変わります

対象者一人につきの入学貸付・修学貸付の限度額

申込対象者	高校1年(入学)	高校2年	高校3年	大学1年(入学)	大学2年	大学3年	大学4年	大学院
入学貸付	限度額 200万円	×	×	限度額 200万円	×	×	×	限度額 200万円
修学貸付	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	対象外

* 入学年度は、入学貸付及び修学貸付両方利用可能で、必要な費用の範囲で併用できます。

償還方法

- 2つの償還方法からお選びいただけます。
 - ①毎月償還 ②ボーナス併用償還(貸付金額50万円以上から)
- 償還開始は貸付金の送金を受けた月の翌月からになります。
- 学校の修業年限(4年制の場合は4年間)を限度に、元金の償還を据置くことができます。据置期間中は利息のみお支払いいただきます。

お申込み書類

お勤め先の共済事務担当課様を通じてお申込みください。お申込みの対象者が複数の場合、貸付申込書は対象者ごとにご提出となります。

- (1) **貸付申込書**(共済事務担当課にあります)
- (2) **借入状況等申告書**(共済事務担当課にあります)
他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と償還額がわかる書類(償還表等のコピー)が必要となります。借入金が連帯債務になっている場合は、毎月の返済額の1/2及びボーナス時の返済額の1/2した金額が償還額になります。
- (3) **合格通知書、入学許可証等のコピー**(入学貸付の場合)
- (4) **在学証明書**(修学貸付の場合) *入学時は合格通知書、入学許可証等のコピーでお申込みができます
- (5) **入学・修学に必要な費用がわかる書類** *「入学・修学貸付の対象になる費用・費用が確認できる書類」をご覧ください
- (6) **給与明細書のコピー**(直近の給与支給日のもの)
標準報酬月額ではなく、給料月額を確認するために必要となります
- (7) **戸籍抄本または住民票**(対象者が被扶養者でない子の場合) *組合員との続柄確認のため必要となります
- (8) **団体信用生命保険加入申込書**(任意加入、共済事務担当課にあります)

入学・修学貸付の対象になる費用・費用が確認できる書類

対象になる費用	費用が確認できる書類等
入学金、授業料、同時に納入する諸費用 教材費(パソコン・教科書等)、制服代、修学旅行代	入学金、授業料等が確認できるもの(入学案内書、授業料納入通知等のコピー) 学校ホームページからプリントアウトしたものでも可
下宿、寮、アパート、マンション等の賃貸費用	賃貸借契約書等のコピー
マンション等入居の際の生活必需品の購入費用、 通学費(定期券、自転車)、仕送り、その他必要な費用	費用が確認できるもの(見積書、請求書等) 内容により、組合員が作成したものでも可

償還据置

- 据置きを選択された場合、入学・修学する学校の修業年限(4年制の場合は4年間)を限度に元金の償還は据置きになり、修業年限経過後から元金の償還が開始となります。(据置期間中は利息のみお支払い)
- 据置きを選択の場合、借入状況等申告書に記入する償還額は、据置期間経過後の償還額(元金+利息)になります。
- 途中で据え置きを解除して、元金償還を開始することもできます。その場合は「据置期間変更申請書」の提出が必要になります。
- 大学院に入学した場合や、入学・修学する学校の修業年限を超えての元金償還据置はできません。
- 据置の期間中は、団体信用生命保険の債務返済支援保険の適用は受けられません。

～ ご注意ください ～

- ◆ 他の金融機関等の返済額を含めた、毎月の返済額及び年間の返済額が、給料月額及び年収額の30%を超える場合はお申込みできません。
- ◆ 任期の定めのある組合員(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくこととなります。そのため、貸付金限度額等については、この限りではありませんのでご注意ください。

お申込みから償還開始まで



よくある質問

Q 高校入学時に入学貸付を利用して、大学入学時にも利用できますか

A 入学ごとに利用でき、限度額は入学ごとに200万円です。

Q 子供二人が同時に入学する場合、入学貸付を子供二人分利用できますか

A 利用できます。入学する対象者一人につき、入学ごとに限度額は200万円です。貸付申込書は、入学する対象者ごと別々の提出になります。

Q 入学時、入学貸付と修学貸付は併用できますか

A 入学や修学に必要な費用の範囲内で併用できます。また、入学年度は、入学貸付と修学貸付どちらもご利用できますので、必要額や返済額等に応じて、どちらか一方に、まとめてお申込みすることも可能です。

Q 大学院の場合、入学貸付と修学貸付の両方を利用できますか

A 大学院への入学時に入学貸付は利用できますが、修学貸付は利用できません。

Q 修学貸付は次の学年でも利用できますか

A 通学する教育機関の修業年限を限度にご利用できます。例：4年制の場合は4年間、毎年ご利用できます。対象者一人につき、一学年ごとに限度額は180万円です。

Q 修学貸付で、必要な学年分の費用をまとめて一度に申込みできますか

A 入学・修学貸付とも、必要な学年分の費用をまとめて一度にお申込みはできません。

次の学年の授業料等の費用については、毎年2月から修学貸付がお申込みできます。2月～4月お申込みの場合は、4月～翌年3月までの1年間にかかる費用を貸付けします。5月以降のお申込みは月が経過することにより、貸付金額が変わりますので、詳しくは、福祉事業のご案内→貸付事業をご覧ください。

Q 費用が確認できる書類は添付が必要ですか

A 授業料等がわかるもの、見積書、請求書等、費用が確認できる書類は添付が必要になります。アパート等に入居する場合は、賃貸借契約書のコピーも必要になります。

Q 希望する返済額、返済期間を設定できますか

A 貸付金額に応じて、返済回数、返済額が決まっておりますので、希望する返済額を設定はできません。

Q 繰上償還について

A 繰上償還には、全部繰上と一部繰上があります。一部繰上は、繰上げ後の償還額を変えずに、残りの返済期間を短くする繰上償還で「期間短縮型」になります。繰上償還した資金は貸付金の元金部分に充当されますので、その元金に対応する利息部分の支払いがなくなります。繰上償還を希望するときは、共済事務担当課を通じてお手続きしてください。手数料は無料です。